

(2) 自白・否認別の平均審理期間・平均公判前整理手続期間等

裁判員裁判の審理に要する期間は、犯罪の成立が争われる否認事件か、犯罪の成立に争いのない自白事件かによって大きく異なる。次の表は、2020年（1月～12月）の裁判員裁判対象事件の自白・否認別の平均審理期間・平均公判前整理手続期間（過去比較）及び審理期間・実審理期間についてまとめたものである。

資料2-1-6-3 平均審理期間及び平均公判前整理手続期間—自白否認別・裁判員制度導入前後別—

	裁判官裁判 (2006年 ～2008年)	裁判員裁判													
		累計	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	
総 数	判決人員(人)	3,080	11,541	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	1,001	905
	平均審理期間(月)	6.6	9.1	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7	9.2	10.0	10.1	10.1	10.3	12.0
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	2.9	7.0	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.8	7.4	8.2	8.3	8.2	8.5	10.0
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	3.7	2.1	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.9	1.8	2.0
自 白	判決人員(人)	1,783	6,280	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	491	432
	平均審理期間(月)	5.3	7.4	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.4	8.0	7.9	7.7	7.9	9.9
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	2.4	5.4	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4	5.8	6.5	6.4	6.1	6.4	8.1
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.9	2.0	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.6	1.5	1.8
否 認	判決人員(人)	1,297	5,261	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	510	473
	平均審理期間(月)	8.3	11.3	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6	11.2	12.1	12.1	12.3	12.5	13.9
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	3.7	8.9	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5	9.1	10.1	10.0	10.0	10.5	11.7
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	4.6	2.4	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.1	2.1	2.0	2.1	2.3	2	2.2

- 【注】 1. 判決人員は、実人員数である。
 2. 審理期間とは、起訴から終局までの期間であり、公判準備期間を含む。
 3. 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたものを除外して算出している。
 4. 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 5. 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 6. 裁判官裁判は、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象罪名の事件のうち、有罪（一部無罪を含む）及び無罪人員を基に算出している。

資料2-1-6-4 審理期間別の判決人員数及び平均審理期間—自白否認別—（2020年）

	判決人員 (人)	3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える	平均審理期間(月)
総 数	905	—	7	41	58	223	268	308	12.0
自 白	432	—	6	36	46	133	126	85	9.9
否 認	473	—	1	5	12	90	142	223	13.9

- 【注】 1. 刑事通常第一審事件票による実人員数である。
 2. 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

資料2-1-6-5 実審理期間(第1回公判から終局まで)別の判決人員数及び平均実審理期間—自白否認別—（2020年）

	判決人員 (人)	2日	3日	4日	5日	10日 以内	20日 以内	30日 以内	40日 以内	40日を 超える	平均実審理期間(日)
総 数	905	1	56	68	70	351	276	54	12	17	12.1
自 白	432	1	54	54	45	196	69	9	—	4	8.3
否 認	473	—	2	14	25	155	207	45	12	13	15.6

- 【注】 1. 刑事通常第一審事件票及び最高裁判所刑事局の個別調査による実人員数である。
 2. 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間としている。
 区分審理：裁判員裁判で、同一の被告人に対して複数の事件が起訴された場合、事件をいくつかに分け、それぞれに裁判員を選任して審理すること。そこで部分判決したものを、新たに選任された裁判員が加わった合議体でこれ以外の被告の事件について審理し、最終的な量刑を決定する。
 3. 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間としている。
 4. 上記2及び3以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間としている。
 5. 公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間としている。
 6. 本頁の数値は、最高裁判所『令和2年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料』及び最高裁判所から提供を受けた資料によるものである。